

報告第13号

専決処分について報告の件（その3）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年6月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

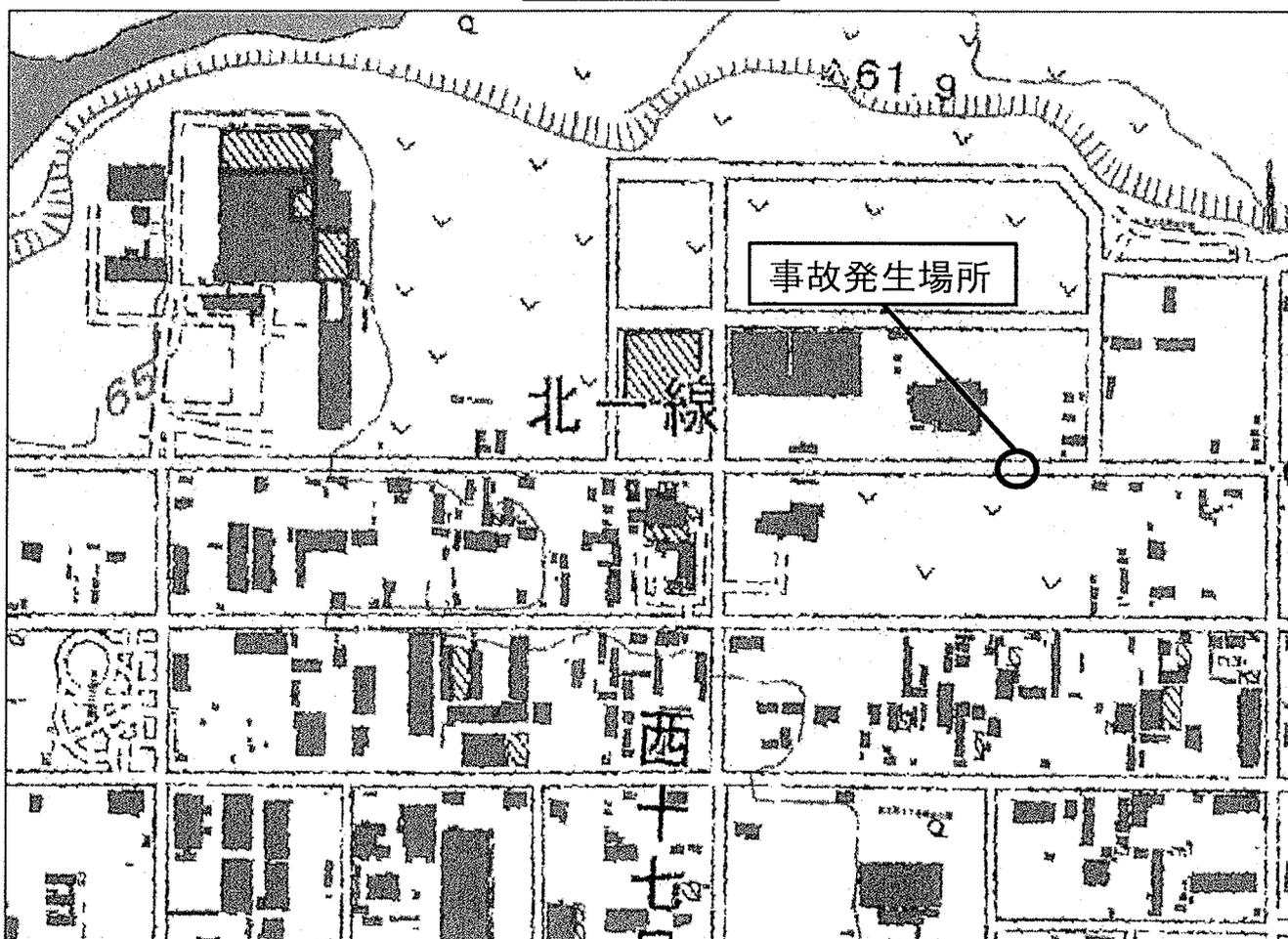
- 1 損害賠償の額 21,498円
- 2 損害賠償の相手方 

平成30年5月1日 専決処分

説 明

平成30年3月12日午前8時20分頃、相手方車両が町道下美生北一線を西から東へ走行中、芽室町東芽室北1線9番地11地先の道路の陥没により、左前後輪のタイヤを損傷させたものであります。

位置図



事故発生状況図

